

移転価格税制に係る文書化制度
(FAQ)

令和2年6月

国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している用語の意義は、次のとおりです。

| 用語 | 意義 |
|-------------|--|
| BEPS (ベップス) | Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転) をいいます。 |
| BEPS 最終報告書 | OECD/G20 BEPS 2015 Final Reports をいいます。 |
| 事務運営指針 | 平成 13 年 6 月 1 日付査調 7-1 ほか 3 課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針) をいいます。 |
| 例示集 | 「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)作成に当たっての例示集」(令和 2 年 6 月) をいいます。 |
| ローカルファイル | 措置法第 66 条の 4 第 6 項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(同条第 7 項の規定の適用があるものを除き、電磁的記録を含みます。) をいいます。 |
| 移転価格文書 | 事務運営指針 3-5 に定める移転価格文書をいいます。 |
| 国別報告事項 | 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人がその特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等の情報として措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 1 項で定める事項を所轄税務署長に提供するものをいいます。 |
| 最終親会社等届出事項 | 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人がその特定多国籍企業グループの最終親会社等及び代理親会社等に関する情報として措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 9 項で定める事項を所轄税務署長に提供するものをいいます。 |
| 企業グループ | 企業集団のうち、その企業集団の連結財務諸表(一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類をいいます。)が作成されるものとして措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 2 項で定めるものをいいます。 |
| 多国籍企業グループ | 企業グループのうち、その企業グループの構成会社等の居住地国が二以上あるものその他措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 3 項で定めるものをいいます。 |
| 特定多国籍企業グループ | 多国籍企業グループのうち、直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額として措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 7 項で定める金額が 1,000 億円以上であるものをいいます。 |
| 構成会社等 | 企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含みます。))をいいます。)その他の措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 4 項で定める会社等をいいます。 |

| 用語 | 意義 |
|----------|---|
| 最終親会社等 | 企業グループの構成会社等のうち、その企業グループの他の構成会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいいます。）を支配しているものとして措置法施行令第39条の12の4第5項で定めるもの（「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。 |
| 代理親会社等 | 特定多国籍企業グループの最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、その特定多国籍企業グループの国別報告事項又はこれに相当する事項をその構成会社等の居住地国（その最終親会社等の居住地国以外の国又は地域に限ります。）の税務当局に提供するものとしてその最終親会社等が指定したものをいいます。 |
| 最終親会計年度 | 最終親会社等の財産及び損益の計算の単位となる期間をいいます。 |
| 居住地国 | 次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいいます。 ①外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（③の会社等を除きます。） 当該外国 ②外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（①の会社等を除きます。） 当該外国 ③国内に本店又は主たる事務所を有する会社等 日本 |
| 子会社方式 | 特定多国籍企業グループの最終親会社等（代理親会社等を指定した場合には、代理親会社等）の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合として、措置法施行令第39条の12の4第1項で定める場合に該当するときに、その特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が所轄税務署長に国別報告事項を提供する方式をいいます。 |
| 租税条約等 | 法人税法第2条第12号の19ただし書に規定する条約その他の日本が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限ります。）をいいます。 |
| 事業概況報告事項 | 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人がその特定多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等の情報として措置法施行規則第22条の10の5第1項で定める事項を所轄税務署長に提供するものをいいます。 |

上記以外の用語の意義は、事務運営指針1-1（定義）を参照してください。

目 次

※ 問番号に下線を付したものが、今回の改訂において内容について追加・改訂された問です。

【共通】

（文書化制度の概要、改正の背景・理由）

- 問1 移転価格税制に係る文書化制度の概要を教えてください。 1
- 問2 平成 28 年度税制改正による移転価格税制に係る文書化制度の適用開始時期を教えてください。 1
- 問3 移転価格税制に係る文書化制度の改正が行われた背景、理由を教えてください。 1

（免除基準・提供義務者）

- 問4 国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務が免除される基準並びにローカルファイルの同時文書化義務が免除される基準を教えてください。 2
- 問5 国別報告事項及び事業概況報告事項の提供が免除される基準の総収入金額について教えてください。また、多国籍企業グループの連結財務諸表が外国通貨で表示される場合の直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額の円換算を行う際に適用する為替相場は何を使ったらよいですか。 2
- 問6 国別報告事項及び事業概況報告事項の免除基準は、BEPS プロジェクトの 7.5 億ユーロが基準になっているとのことですが、為替相場が大きく変動した場合には、変更される可能性がありますか。 3
- 問7 直前の最終親会計年度が、決算期変更により 1 年未満の決算となった場合、各文書の免除基準は、(当該年度の月数) / 12 といった調整を加えた金額とする必要がありますか。 3
- 問8 規模の重要性から連結対象外としている子会社は、構成会社等になるとされていますが、国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務があるかどうかについては、連結財務諸表ベースの総収入金額で判定してもよいですか。それとも、連結対象外の構成会社等の収入金額を加算した金額で判定する必要がありますか。 3
- 問9 日本に恒久的施設に該当する事業所等が複数ある場合には、全ての事業所等が最終親会社等届出事項、事業概況報告事項等を提供する必要がありますか。 4
- 問 10 当社はどの書類を提供する必要があるのかわかりません。国別報告事項、

事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項について、提供期限及び提供義務者を関連付けて教えてください。 5

(様式の入手方法)

問 11 平成 28 年度税制改正により作成することとなった各様式及び記載要領の入手方法を教えてください。 6

(提供方法)

問 12 国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項について、書面での提供は認められないのでしょうか。 6

問 13 e-Tax で提供を行う場合に、データの容量制限はありますか。 6

問 14 国別報告事項及び事業概況報告事項はワードやエクセルで作成したものを提供すればよいですか。 6

問 15 提供した国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法を教えてください。 7

問 16 国別報告事項又は事業概況報告事項を提供しなかった場合はどうなるのですか。 7

【最終親会社等届出事項】

(概要)

問 17 最終親会社等届出事項の概要を教えてください。 7

(提供義務者)

問 18 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が最終親会社等届出事項を提供する必要がありますか。 7

(代理親会社等の指定)

問 19 代理親会社等の制度について教えてください。 8

問 20 日本に所在する構成会社等を代理親会社等として指定することはできますか。 8

(最終親会社等届出事項への法人番号の記載)

問 21

(1) 法人番号が分からない場合には、法人番号を最終親会社等届出事項に記載しなくてもよいですか。

(2) 最終親会社等届出事項の提供期限までに法人番号が付与されない場合には、法人番号が付与された後で提供すればよいですか。 9

(その他)

- 問 22 当社の属する特定多国籍企業グループにおける構成会社等や最終親会社等の情報は来期も変更がないと見込まれますが、最終親会社等届出事項を毎年提供する必要がありますか。 9

【国別報告事項】

(提供義務者)

- 問 23 連結親会社に加えて、連結子会社も連結財務諸表を作成している場合は、連結子会社も国別報告事項を提供する必要がありますか。 9
- 問 24 最終親会社等（非上場会社）は連結財務諸表を作成していませんが、子会社（上場会社）が連結財務諸表を作成している場合、どちらが国別報告事項を提供する必要がありますか。 9
- 問 25 外国に子会社を有していない法人も国別報告事項を提供する必要がありますか。 10
- 問 26 外国の子会社と取引を行っていない場合でも国別報告事項を提供する必要がありますか。 10

(構成会社等の範囲)

- 問 27 多国籍企業グループの構成会社等とは、国外関連者をいうのですか。 . 10
- 問 28 多国籍企業グループの構成会社等には、持分法適用会社も含まれますか。 10
- 問 29 最終親会計年度終了の日から国別報告事項の提供期限までに事業再編によって、子会社を譲渡又は他社を買収した場合は、その最終親会計年度分の国別報告事項に含める必要がありますか。 10
- 問 30 構成会社等には、米国の LLC や LPS などのいわゆるハイブリッド・エンティティは含まれますか。 11

(作成上の留意点)

- 問 31 国別報告事項の作成に当たって参考となる資料はありますか。 11
- 問 32 外国に所在する構成会社等の収入金額の円換算を行う際の為替相場は何を使ったらよいですか。また、社内で使用している為替相場を使ってもよいですか。 11
- 問 33 国別報告事項を作成するために、外国に所在する構成会社等の財務データを日本の会計基準等に合わせて再計算する必要がありますか。 11
- 問 34 国別報告事項の表 1 に記載する収入金額と当社の有価証券報告書の数値

- が、日本と各国の会計基準及び経理処理の違い等から一致しません。これらを理由に外国の税務当局から、国別報告事項の内容について指摘を受けることはありますか。 12
- 問 35 本店と支店間の内部取引を認識して記載する必要がありますか。 12
- 問 36 国別報告事項の表 1 の収入金額等は居住地国等ごとに記載することになっていますが、会計年度の異なる構成会社等について、最終親会計年度に合わせて収入金額等を調整する必要がありますか。例えば、最終親会計年度末が 2020 年 3 月末で、構成会社等の会計年度末が 2019 年 12 月末の場合にはどうしたらよいですか。 12
- 問 37 国別報告事項の表 1 及び表 2 には、外国に所在する全ての恒久的施設を記載する必要がありますか。 12
- 問 38 同一国内の関連者間取引は、現地で連結パッケージとして財務諸表が作成され、関連者間取引金額の相殺を行っていますが、国別報告事項の表 1 に記載する収入金額を計算する際に、それを分解する必要がありますか。 12
- 問 39 国別報告事項の表 1 に記載する収入金額を計算する際に、営業外損益項目の収入金額を抽出する必要がありますか（財務諸表上は営業外損益項目をネット表示しています。）。 13
- 問 40 税引前当期利益（損失）の額は、繰越欠損金を考慮する必要がありますか。 13
- 問 41 構成会社等から受け取る配当金を収入金額又は税引前当期利益（損失）の額に含める必要がありますか。 13
- 問 42 所得税の源泉徴収額の記載箇所は、実際に支払った会社等（源泉徴収義務者）の居住地国又は負担している会社等（納税義務者）の居住地国のどちらに記載するのですか。 13
- 問 43 国別報告事項の表 3 にはどのようなことを記載する必要がありますか。 13
- 問 44 国別報告事項の表 2 の「主要な事業活動」欄でその他にチェックをした場合、事業活動の性質について表 3 に記載することになっていますが、どの程度の追加情報が必要ですか。 13
- 問 45 国別報告事項を日本語で作成してもよいですか。 13

（子会社方式による提供）

- 問 46 どのような場合に特定多国籍企業グループの日本の子会社が、国別報告事項を提供する必要がありますか。 14
- 問 47 日本と租税条約等を締結していない国にグループの最終親会社等が所在する場合、日本の子会社が国別報告事項を提供する必要がありますか。 14

- 問 48 「最終親会社等の居住地国において、国別報告事項に相当する事項の提供を求めめるために必要な措置が講じられていない場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。 14
- 問 49 「最終親会社等の居住地国が適格当局間合意を有していない場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。 15
- 問 50 「特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国が、日本が行う国別報告事項の提供に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。 15
- 問 51 BEPS 最終報告書において、国別報告書は平成 28 年（2016 年）1 月 1 日以後に開始する事業年度分から提供が求められることとされている一方で、日本では平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度分から国別報告事項の提供が求められることとなっています。平成 28 年（2016 年）1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に開始する最終親会計年度分の国別報告事項について、外国の税務当局から提供が求められますか。また、この間に開始する最終親会計年度の国別報告事項を自主的に提供してもよいですか。 15
- 問 52 国別報告事項の子会社方式による提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が国別報告事項を提供する必要がありますか。 16

(情報交換)

- 問 53 当社が作成した国別報告事項は、日本の税務当局に提供した後、どのような手続で、どこに提供されますか。 17
- 問 54 外国の税務当局から情報交換により国税庁に提供された国別報告事項に相当する情報に誤り又は不備があった場合、特定多国籍企業グループの日本の子会社に対して問合せが行われますか。 17
- 問 55
- (1) 海外子会社の居住地国の税務当局から、国別報告事項に相当する事項の提供が求められた場合、どのように対応すればよいですか。
 - (2) 日本に所在する最終親会社等はその多国籍企業グループの連結総収入金額が 1,000 億円未満のため、日本の税務当局に国別報告事項を提供する義務はありませんが、海外子会社の居住地国の税務当局から国別報告事項に相当する事項の提供を求められている場合（子会社居住地国の国別報告事項に相当する事項の提供に係る法制は OECD の勧告にのっとったものであり、その子会社居住地国は日本との適格当局間合意を有しています。）、どのように対応すればよいですか。

- (3) 自主的に日本の最終親会社等から日本の税務当局に国別報告事項を提供した場合でも、租税条約等に基づく情報交換制度により外国の税務当局に提供されますか。 17

【事業概況報告事項（マスターファイル）】

（提供義務者）

- 問 56 事業概況報告事項の提供義務者は、国別報告事項の提供義務者と同じですか。 18
- 問 57 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が事業概況報告事項を提供する必要がありますか。 18

（免除基準）

- 問 58 当社の最終親会社等の居住地国は、日本と租税条約等を締結していないため、当社グループの国別報告事項に相当する情報は日本の税務当局には提供されず、日本における子会社方式の適用もありません。この場合でも、当社は日本の税務当局に事業概況報告事項を提供する必要がありますか。 19
- 問 59 日本では事業概況報告事項の免除基準に該当する法人でも、外国の税務当局から事業概況報告事項に相当する事項の提供が求められますか。 . . 19

（作成上の留意点）

- 問 60 事業概況報告事項の作成に当たって参考となる資料はありますか。 . . 19
- 問 61 事業概況報告事項は、どの程度詳細に記載する必要がありますか。 . . 19
- 問 62 事業概況報告事項は英語も使用可となっていますが、日本の税務当局から日本語への翻訳を求められることはありますか。 19

（その他）

- 問 63 事業概況報告事項は、自動的情報交換の対象になりますか。 20
- 問 64 当社が作成した事業概況報告事項の内容は来期も変更がないと思われませんが、毎年作成する必要がありますか。 20
- 問 65 日本では事業概況報告事項を、最終親会計年度終了の日の翌日から 1 年以内に提供することが義務付けられていますが、海外子会社の居住地国の税務当局にも、同様に最終親会計年度終了の日の翌日から 1 年以内に提供すればよいのですか。 20

【独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）】

（同時文書化義務）

- 問 66 同時文書化義務について教えてください。 20
- 問 67 ローカルファイルを含む調査時に提出する書類について、これまで調査時に提示又は提出していた書類との相違点を教えてください。 20
- 問 68 ローカルファイルを確認申告時まで作成するというのは、確定申告時点で該当する書類全てをファイル等で保存すること（ファイル等に綴って倉庫等に保管すること）をいうのですか。 21
- 問 69 同時文書化義務のある取引と同時文書化義務のない取引では、提示又は提出する書類が異なりますか。 21

（同時文書化義務の免除基準）

- 問 70 ローカルファイルの同時文書化義務の免除基準の1つとして、一の国外関連者との国外関連取引に係る対価の額の合計額 50 億円未満がありますが、当社は、国外関連者に部品を輸出し、それを用いて国外関連者が製造した製品を輸入しており、その代金を相殺しています。この場合、相殺後の取引金額を対価の額の合計額とするのでしょうか。 21

問 71 次の取引は、同時文書化義務の免除基準における無形資産取引に含まれますか。

- 国外関連者からの経営管理料の受領
- 企業グループ内役務提供の対価の支払
- 費用分担契約に基づく分担金の負担 21

問 72 同時文書化義務の免除基準に該当するかどうかの判定に当たっては、事前確認を受けた取引の対価の額を含めて計算する必要がありますか。 . . . 21

問 73 調査時に新たな取引が税務当局から指摘され、同時文書化義務があったことが後で判明した場合には、ローカルファイルを作成する必要がありますか。 21

問 74 当社の国外関連者が外国の税務当局の税務調査を受けて国外関連取引の金額が増加し、同時文書化義務の免除基準に該当しなくなった場合、その時点でローカルファイルを作成する必要がありますか。 22

（作成上の留意点）

- 問 75 ローカルファイルの作成に当たって参考となる資料はありますか。 . . . 22
- 問 76 ローカルファイルに使用する言語は、日本語に限定されますか。また、ローカルファイルを英語で作成した場合に、日本の税務当局から日本語への翻訳を求められることはありますか。 22

- 問 77 当社の国外関連者が作成したローカルファイルを集約して、当社のローカルファイルとすることはできますか。 22
- 問 78 当社が作成したローカルファイルを国外関連者の居住地国の税務当局からの要請に基づき、ローカルファイルとして提出することができますか。 22
- 問 79 当社は国外関連者が 1 社しかいないため、ローカルファイルの情報に事業概況報告事項に必要な情報の全てが含まれますが、その場合、ローカルファイルを事業概況報告事項として提供しても構いませんか。 22
- 問 80 事前確認を受けている取引は同時文書化義務の対象になりますか。また、同時文書化義務の対象となる場合、新たな文書を作成する必要がありますか。 23
- 問 81 どのような方法で比較対象取引を選定すればよいですか。 23
- 問 82 確定申告書の提出期限までに、国外関連者の監査済財務諸表を入手できない場合、未監査の財務諸表に基づき、独立企業間価格の算定を行っても構いませんか。 23
- 問 83 確定申告書の提出期限までに、対象年度に係る比較対象取引の財務情報を入手できない場合、前年度の比較対象取引の財務情報に基づき、独立企業間価格を算定することはできますか。 23
- 問 84 調査時に比較対象取引等の財務情報の更新を求められることがありますか。 23

(提出期限)

- 問 85 ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出の期限について教えてください。 24
- 問 86 ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出期限はどのように決まるのですか。 24
- 問 87 当社が提示又は提出したローカルファイル等移転価格文書に記載誤り、不備又は漏れがあった場合にも推定課税及び/又は同業者調査が行われるのですか。 24
- 問 88 提示又は提出期限が 60 日を超えない範囲内とされる独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類とは具体的にどのような書類をいいますか。 24
- 問 89 ローカルファイルの記載事項に関連する書類とはどのような書類をいいますか。 25
- 問 90 45 日期限の書類と 60 日期限の書類を、調査時に同時に求められることがありますか。 25

問 91 書類の提出期限は、45 日又は 60 日を超えない範囲内の調査官が指定する日とされていますが、指定する日は担当する調査官により異なるのですか。 25

(その他)

問 92 ローカルファイルは、自動的情報交換の対象になりますか。 25

【その他】

(BEPS プロジェクト)

問 93 BEPS 行動 13 (多国籍企業の企業情報の文書化) に関連するその他の BEPS 行動はありますか。 25

【共通】

(文書化制度の概要、改正の背景・理由)

問1 移転価格税制に係る文書化制度の概要を教えてください。

【答】 平成28年度税制改正により、措置法等の一部が改正され、移転価格税制に係る文書化制度が以下のとおり、整備されました。

移転価格税制等に係る文書化制度の整備の概要

| | 独立企業間価格を算定するために必要な書類 (ローカルファイル) 【改正】 | 国別報告事項【新規】 | 事業概況報告事項 (マスターファイル) 【新規】 |
|-------------------|--|--|--|
| 目的・文書化すべき内容 | ・個々の関連者間取引に関する詳細な情報を提供 ・特定の取引に関する財務情報、比較可能性分析、最適な移転価格算定手法の選定及び適用に関する情報を記載 | ・ハイレベルな移転価格リスク評価に有用な情報を提供 ・多国籍企業グループの事業が行われる国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等に関する情報を記載 | ・税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、グループ全体の「青写真」を提供 ・多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等に関する情報を記載 |
| 作成義務・作成期限 | 【改正前】 なし 【改正後】 確定申告書の提出期限までの作成義務 | — (提供義務・提供期限でカバー) | — (提供義務・提供期限でカバー) |
| 当局への提出の態様・提出期限 | 当局の要請に基づき提出 (45日以内の当局が指定する日。*ローカルファイル以外の関連事項等については、60日以内の当局が指定する日) | 【最終親会社等が内国法人の場合】 ・最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供 【最終親会社等が外国法人の場合】 ・原則として提供義務なし(情報交換により入手) ・(限定的な場面で) 子会社等に提供義務を課す | 最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供 |
| 提出義務者 | 調査対象法人 | ・内国法人である最終親会社等 ・(限定的な場面で) 外国法人である最終親会社等の在子会社(又は在日本を有する外国法人) | グループの内国法人(又は在日本を有する外国法人) |
| 適用除外 | 【改正前】 除外基準なし 【改正後】 一定の少額取引 (前期の取引合計額50億円未満、かつ、無形資産取引合計額3億円未満。*個々の国外関連者毎に判定) | 連結グループ収入1,000億円未満 | 連結グループ収入1,000億円未満 |
| 文書の保存義務・保存年限・保存場所 | 【改正前】 規定なし 【改正後】 原則として7年間/国内保存 | — | — |
| 文書化の実効性の担保策 | 【改正前】 当局の要請後遅滞なく文書提出がない場合の推定課税等 【改正後】 当局の要請後一定の範囲内の当該職員が指定する日までに文書提出がない場合の推定課税等 | 30万円以下の罰金 | 30万円以下の罰金 |
| 使用言語 | 特段指定なし | 英語 | 日本語又は英語 |
| 提出方法 | 紙(電磁的記録を含む) | 電子データ(e-Tax) | 電子データ(e-Tax) |
| 適用時期 | H29.4.1以後開始する事業年度分 | H28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分 | H28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分 |

(出典：財務省「平成28年度 税制改正の解説」)

問2 平成28年度税制改正による移転価格税制に係る文書化制度の適用開始時期を教えてください。

【答】 国別報告事項及び事業概況報告事項は平成28年4月1日以後に開始する最終親会計年度、ローカルファイルは平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

問3 移転価格税制に係る文書化制度の改正が行われた背景、理由を教えてください。

【答】 平成28年度税制改正において、OECD/G20 BEPSプロジェクトの勧告を踏まえ、多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化制度)の整備が行われました。

BEPSプロジェクトとは、公正な競争条件(Level Playing Field)という考え方の下、多国籍企業が国際課税のルールと世界経済及び活動実態とのずれを利用して課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないよう、多国籍企業の透明性を高めるとともに、各国の税制や国際課税ルールを現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう再構築する取組です。国際課税ルールの見直しにより、

国際課税ルールと活動実態のずれを利用する多国籍企業とこのようなずれを利用していない多国籍企業の公正な競争条件が確保されることが期待されています。

このBEPSプロジェクトでは、平成27年10月、多国籍企業のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、多国籍企業の透明性を高めることを目的として、多国籍企業グループに対して、ローカルファイル、マスターファイル及び国別報告書の3種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供することを義務付ける勧告が示されました。多国籍企業グループが進出国ごとに異なる移転価格文書化制度に合わせて文書化を行うとすれば、コンプライアンス・コストが上昇するという懸念がありましたが、各国共通様式に従い文書化を行うことで、全体としてコンプライアンス・コストが低減されることが期待されています。

(免除基準・提供義務者)

問4 国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務が免除される基準並びにローカルファイルの同時文書化義務が免除される基準を教えてください。

【答】 国別報告事項及び事業概況報告事項は、直前の最終親会計年度の総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、その提供が免除されます（総収入金額については、問5を確認してください。）（措置法第66条の4の4第4項第3号）。

ローカルファイルの同時文書化義務は、一の国外関連者との国外関連取引について、①国外関連取引の対価の額の合計額（前事業年度^(注)）が50億円未満、かつ、②無形資産取引の対価の額の合計額（前事業年度^(注)）が3億円未満である場合に、その一の国外関連者との国外関連取引について免除されます（措置法第66条の4第7項）。

（注）前事業年度がない場合には当該事業年度となります。

問5 国別報告事項及び事業概況報告事項の提供が免除される基準の総収入金額について教えてください。また、多国籍企業グループの連結財務諸表が外国通貨で表示される場合の直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額の円換算を行う際に適用する為替相場は何を使ったらよいですか。

【答】 総収入金額とは、多国籍企業グループの連結財務諸表における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額（連結財務諸表がない場合には、多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類に基づいて計算した当該合計額に相当する金額）をいいます（措置法施行規則第22条の10の4第7項）。例えば、売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの科目により、連結財務諸表に計上した全ての収益の額が含まれます（措置法通達66の4の4-1）。

また、多国籍企業グループの連結財務諸表が外国通貨で表示される場合の直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額については、その直前の最終親会計年度終了の日の電信売買相場の仲値（法人税基本通達13の2-1-2に定める電信売買相場の仲値をいいます。）により円換算を行います（措置法通達66の4の4-2）。

問6 国別報告事項及び事業概況報告事項の免除基準は、BEPS プロジェクトの 7.5 億ユーロが基準になっているとのことですが、為替相場が大きく変動した場合には、変更される可能性がありますか。

【答】 BEPS プロジェクトの勧告では、連結総収入金額 7.5 億ユーロ（又は 2015 年 1 月時点の 7.5 億ユーロ相当額の自国通貨換算額）以上の多国籍企業グループに国別報告書の提出が求められており、日本ではこの勧告を踏まえ総収入金額 1,000 億円の免除基準が設けられていますので、為替相場が変動したとしてもこの免除基準は影響を受けません。

なお、BEPS 最終報告書（パラ 54）において、2020 年までに行われる報告事項等の見直しに合わせて免除基準を再検討することとされています。

問7 直前の最終親会計年度が、決算期変更により 1 年未満の決算となった場合、各文書の免除基準は、（当該年度の月数）/12 といった調整を加えた金額とする必要がありますか。

【答】 我が国において、国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務の判定における総収入金額の計算は、多国籍企業グループの連結財務諸表（連結財務諸表がない場合には、多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に基づくものですので、こうした調整を行う必要はありません。

しかしながら、国・地域によっては、国別報告事項に相当する事項の提供義務の判定に当たり、1 年未満の最終親会計年度に係る総収入金額を 1 年に調整した金額で判定する方法又は国別報告事項に相当する事項の免除基準を 1 年未満の最終親会計年度に対応するよう調整した金額で判定する方法を採り入れているところがあります。このような国に構成会社等がある場合には、子会社方式により国別報告事項に相当する事項の提供が求められる可能性があることから、多国籍企業グループの 1 年未満である直前の最終親会計年度に係る総収入金額を 1 年に調整した金額が 1,000 億円以上となる場合又は 1 年未満である直前の最終親会計年度に係る総収入金額が、その 1 年未満である最終親会計年度に対応するよう 1,000 億円を調整した金額以上となる場合で、日本に所在するその多国籍企業グループの最終親会社等が国別報告事項を自主的に所轄税務署長に提供するときには、国税庁はその多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供を行います。

問8 規模の重要性から連結対象外としている子会社は、構成会社等になるとされていますが、国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務があるかどうかについては、連結財務諸表ベースの総収入金額で判定してもよいですか。それとも、連結対象外の構成会社等の収入金額を加算した金額で判定する必要がありますか。

【答】 国別報告事項及び事業概況報告事項の提供義務があるかどうかの基準となる総収入金額は、多国籍企業グループの連結財務諸表における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額（連結財務諸表がない場合には、多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類に基づいて計算した当該合計額に相当する金額）ですので、連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されない構成会社等の収入金額を加算した金額で判定する必要はありません。

問9 日本に恒久的施設に該当する事業所等が複数ある場合には、全ての事業所等が最終親会社等届出事項、事業概況報告事項等を提供する必要がありますか。

【答】 一の外国法人の恒久的施設（Permanent Establishment：PE）に該当する事業所等が日本に複数ある場合（例：東京支店と大阪支店の複数の事業所等がある場合）には、主たる事業所等が最終親会社等届出事項等を提供することになります（措置法第66条の4の4第5項）。

また、特定多国籍企業グループの複数の構成会社等のPEが日本にある場合（例：X国所在のA社のPE及びY国所在のB社のPEがある場合）、原則としてそれぞれのPE（及び内国法人）が最終親会社等届出事項等を提供する必要があります。ただし、いずれかのPEが最終親会社等届出事項の提供義務のあるPE（及び内国法人）を代表して最終親会社等届出事項等を提供する法人の名称その他の事項を所轄税務署長に提供したときは、最終親会社等届出事項等を代表して提供するものとされたPE以外のPE（及び内国法人）は最終親会社等届出事項等の提供が免除されます（措置法第66条の4の4第6項、措置法第66条の4の5第2項）。

問10 当社はどの書類を提供する必要があるのかわかりません。国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項について、提供期限及び提供義務者を関連付けて教えてください。

【答】 国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項の提供義務並びに提供義務者については、「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」(平成28年6月)(以下、「パンフレット」といいます。)の2ページのフローにより確認することができます。以下、パンフレットの2ページを抜粋しました。
 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人(次のフローの①、②及び④が該当します。)又は恒久的施設を有する外国法人(次のフローの③及び⑤が該当します。)は、それぞれのパターンに応じて、国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項を提供する必要があります。

【ステップ1】提供義務

所属する企業集団は企業グループに該当しますか (P8を参照)。 → いいえ

所属する企業グループは多国籍企業グループに該当しますか (P8を参照)。 → はい

所属する多国籍企業グループは特定多国籍企業グループに該当しますか (P9を参照)。 → いいえ

自社は構成会社等に該当しますか (P9を参照)。 → はい

提供義務があるため、【ステップ2】を確認してください。

【ステップ2】報告(届出)事項の提供義務者

所属する特定多国籍企業グループが次のどちらのケースに該当するか確認してください。

最終親会社等(又は代理親会社等)が日本にあるケース

※PE: 恒久的施設

最終親会社等(又は代理親会社等)が外国にあるケース

自らが①～⑤のいずれの場合に該当するのかに応じ、提供が必要となる報告(届出)事項を下表で「○」と表示しています。なお、各報告(届出)事項の概要は該当ページで確認してください。

| 報告(届出)事項 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 該当ページ |
|------------|----|---------|---------|---|---------|---------|-------|
| 最終親会社等届出事項 | 原則 | ○ | ○ | ○ | 原則 | ○ | P3へ |
| | 特例 | ○(代表1社) | | | 特例 | ○(代表1社) | |
| 国別報告事項 | 原則 | ○ | × | × | 《条約方式》 | | P4へ |
| | | | | | × | × | |
| | 特例 | | | | 《子会社方式》 | | |
| | | ○(代表1社) | ○(代表1社) | | | | |
| 事業概況報告事項 | 原則 | ○ | ○ | ○ | 原則 | ○ | P6へ |
| | 特例 | ○(代表1社) | | | 特例 | ○(代表1社) | |

(様式の入手方法)

問11 平成28年度税制改正により作成することとなった各様式及び記載要領の入手方法を教えてください。

【答】 国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項については、法令解釈通達でその様式及び記載要領を定め、国税庁ホームページに掲載しています。

※ これらの報告（届出）事項は、e-Tax により提供しなければなりません。そのため、掲載されている様式はイメージです。e-Tax で提供するための各種記載要領については、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>

また、ローカルファイルについては、特定の様式及び記載要領はありませんが、ローカルファイルの作成のための参考として、例示集を国税庁ホームページに掲載しています。

各様式及び記載要領並びに例示集については、以下のリンクからご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/takokuseki/index.htm>

(提供方法)

問12 国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項について、書面での提供は認められないのでしょうか。

【答】 国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項については、e-Tax での提供が義務付けられているため、書面での提供は認められません（措置法第66条の4の4第1項及び第5項、措置法第66条の4の5第1項）。

問13 e-Tax で提供を行う場合に、データの容量制限はありますか。

【答】 国別報告事項の XML ファイルを多国籍企業情報の報告コーナーで読み込む場合、ファイルサイズの上限は19MBです。国別報告事項の CSV ファイルを多国籍企業情報の報告コーナーで読み込む場合、XML 形式に変換後のファイルサイズで19MBが上限となります。

事業概況報告事項の添付ファイル（PDF 形式）について、一度の e-Tax 手続で添付し送信することが可能なファイル数の上限は136、総容量の上限は8.0MBです。いずれかの上限を超える場合は、e-Tax 手続を頭紙情報の作成から複数回行い提供してください。また、1ファイル当たりの容量が6.0MBを超える場合には、1ファイル当たりの容量が6.0MB以下となるようファイルを複数に分割してください。

なお、PDF ファイルを分割する際は、PDF ファイルの先頭ページの上部に「〇分冊のうち〇冊目」と表示してください。

問14 国別報告事項及び事業概況報告事項はワードやエクセルで作成したものを提供すればよいですか。

【答】 e-Tax では、ワードやエクセルで作成した国別報告事項を受け付けることができません。国別報告事項は、以下のいずれかの方法で作成してください。

① エクセル等表計算ソフトに必要な情報の入力を行った後、CSV ファイルに変換し、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」に取り込む方法

② 直接 CSV ファイルを作成し、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」に取り込む方法

③ XML ファイルを作成し、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」に取り込む方法

経理・税務担当者が国別報告事項を作成される場合、上記の①の方法で作成することを推奨いたします。

事業概況報告事項は、ワードやエクセルなどで作成した書類を PDF 形式に変換し、e-Tax に取り込んで提供してください。

具体的な作成方法については、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>

問15 提供した国別報告事項、事業概況報告事項及び最終親会社等届出事項の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法を教えてください。

【答】 e-Tax により修正版を提供していただくことになります。修正方法については、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>

問16 国別報告事項又は事業概況報告事項を提供しなかった場合はどうなるのですか。

【答】 正当な理由がなく、提供期限までに国別報告事項又は事業概況報告事項を提供しなかった場合は、法人の代表者等でその違反行為をした者及び法人に対して罰則（30万円以下の罰金）が適用されます（措置法第66条の4の4第7項及び第8項、措置法第66条の4の5第3項及び第4項）。

【最終親会社等届出事項】

（概要）

問17 最終親会社等届出事項の概要を教えてください。

【答】 最終親会社等届出事項とは、特定多国籍企業グループの最終親会社等及び代理親会社等に関する情報をいい、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人は、最終親会社等届出事項を最終親会計年度終了の日までに、e-Tax により所轄税務署長に提供しなければなりません（措置法第66条の4の4第5項）。

（提供義務者）

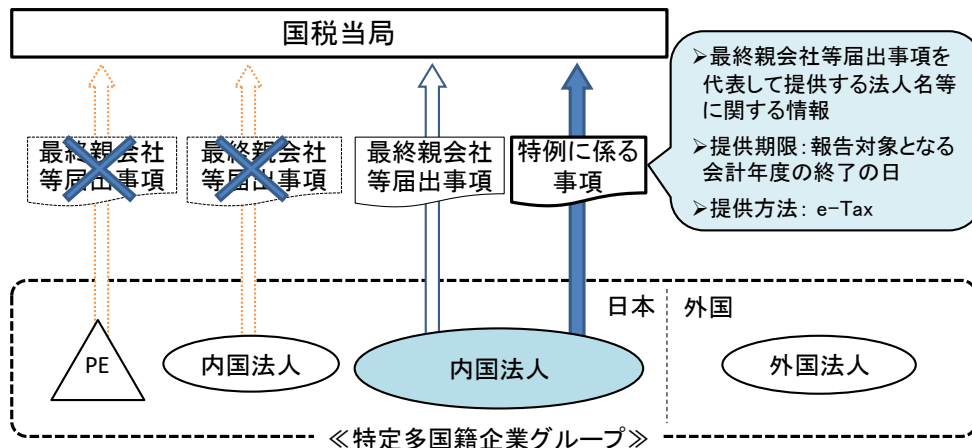
問18 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が最終親会社等届出事項を提供する必要がありますか。

【答】 原則として、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人全てに最終親会社等届出事項を提供する義務がありますが、特例として最終親会社等届出事項の提供義務のある法人のうちいずれか一の法人が、最終親会計年度終了の日までに、e-Tax により、最終親会社等届出事項を代表して提供する法人の名称等に関する情報（注）をその一の法人に係る所轄税務署長に提供した場合には、最終親会社等届出事項を代表して提供するものとされた

法人以外の法人は、その最終親会社等届出事項を提供する必要はありません（措置法第66条の4の4第6項）。

（注） 情報の主な内容は次のとおりです（措置法施行規則第22条の10の4第10項）。

- ・最終親会社等届出事項を代表して提供する法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等
- ・最終親会社等届出事項を代表して提供する法人以外の法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等



（代理親会社等の指定）

問19 代理親会社等の制度について教えてください。

【答】 代理親会社等は、特定多国籍企業グループの最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、その特定多国籍企業グループの国別報告事項又はこれに相当する事項をその構成会社等の居住地国（その最終親会社等の居住地国以外の国又は地域に限ります。）の税務当局に提供するものとしてその最終親会社等が指定したものをいいます（措置法第66条の4の4第4項第6号）。

なお、最終親会社等が外国を居住地国とする構成会社等を代理親会社等に指定した場合、その代理親会社等は最終親会社等の代理として、その居住地国の法令に従い、国別報告事項に相当する事項をその居住地国の税務当局に提供することになります。しかし、日本に所在する最終親会社等が外国を居住地国とする構成会社等を代理親会社等に指定した場合であっても、日本の最終親会社等の日本における国別報告事項の提供義務は免除されないことに留意する必要があります。

問20 日本に所在する構成会社等を代理親会社等として指定することはできますか。

【答】 日本に所在する構成会社等を代理親会社等として指定できるのは、最終親会社等の居住地国が外国である特定多国籍企業グループに限られます（措置法第66条の4の4第4項第6号）。

最終親会社等が日本に所在する特定多国籍企業グループが、外国の構成会社等を代理親会社等に指定しようとする場合には、その外国において代理親会社等の制度が設けられているかどうか確認してください。

(最終親会社等届出事項への法人番号の記載)

問21

- (1) 法人番号が分からない場合には、法人番号を最終親会社等届出事項に記載しなくてもよいですか。
- (2) 最終親会社等届出事項の提供期限までに法人番号が付与されない場合には、法人番号が付与された後で提供すればよいですか。

【答】

- (1) 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が法人番号を有している場合には、必ず法人番号を記載してください（法人番号を有していない場合には記載不要です。）（措置法施行規則第22条の10の4第9項及び第10項）。
- (2) 最終親会社等届出事項の提供期限は最終親会計年度終了の日ですが、提供期限までに法人番号が付与されていない場合は、法人番号を記載せずに最終親会社等届出事項を提供してください。

(その他)

問22 当社の属する特定多国籍企業グループにおける構成会社等や最終親会社等の情報は来期も変更がないと見込まれますが、最終親会社等届出事項を毎年提供する必要がありますか。

【答】 特定多国籍企業グループに該当し続ける限り、最終親会計年度ごとに最終親会社等届出事項を提供する必要があります（措置法第66条の4の4第5項）。

【国別報告事項】

(提供義務者)

問23 連結親会社に加えて、連結子会社も連結財務諸表を作成している場合は、連結子会社も国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 連結親会社に加えて、連結子会社も連結財務諸表を作成している場合、その連結子会社の財産及び損益の状況がその連結親会社の連結財務諸表に連結して記載される場合は、その連結子会社は国別報告事項を提供する必要はありません（措置法第66条の4の4第4項第1号、措置法施行令第39条の12の4第2項）。

問24 最終親会社等（非上場会社）は連結財務諸表を作成していませんが、子会社（上場会社）が連結財務諸表を作成している場合、どちらが国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 最終親会社等が非上場会社で、連結財務諸表を作成していない場合でも、最終親会社等の株式又は出資を最終親会社等の居住地国の金融商品取引所等に上場するとしたならば連結財務諸表を作成することとなる場合は、最終親会社等が国別報告事項を提供しなければなりません（措置法第66条の4の4第4項第1号、措置法施行令第39条の12の4第2項）。

なお、この場合、お尋ねの子会社の財産及び損益の状況がその最終親会社等が作成することとなる連結財務諸表に連結して記載されることとなるため、その子会社には国別報告事項の提供義務はありません。

しかし、最終親会社等の株式又は出資を最終親会社等の居住地国の金融商品取

引所等に上場したとしても連結財務諸表を作成することとならない場合は、連結財務諸表を作成している子会社を最終親会社等とする特定多国籍企業グループの国別報告事項を提供しなければなりません。

問25 外国に子会社を有していない法人も国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 企業グループの全ての構成会社等の居住地国が日本であって、その企業グループの構成会社等の支店等の恒久的施設が外国にあり、その恒久的施設を通じて行われる事業から生ずる所得に対し、その外国において法人税又は法人税に相当する税が課される場合には、外国に子会社を有していなくとも、その企業グループは多国籍企業グループに該当します（措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 2 号、措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 3 項）。

なお、その多国籍企業グループの直前の最終親会計年度における総収入金額が 1,000 億円以上である場合には、その多国籍企業グループは特定多国籍企業グループに該当し（措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 3 号、措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 7 項）、国別報告事項を提供しなければなりません。

また、子会社以外の外国の拠点については、支店、連絡事務所、駐在員事務所など様々な形態がありますが、国別報告事項の提供義務の判定にあたっては、その形態は問いません。

問26 外国の子会社と取引を行っていない場合でも国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 外国の子会社との取引の有無は、国別報告事項の提供義務と関係ありません。

（構成会社等の範囲）

問27 多国籍企業グループの構成会社等とは、国外関連者をいうのですか。

【答】 構成会社等は、企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等をいいますので、国外関連者とは異なります（措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 4 号、措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 4 項）。

問28 多国籍企業グループの構成会社等には、持分法適用会社も含まれますか。

【答】 構成会社等は、企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等をいいます（措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 4 号）ので、財務報告上のいわゆる連結子会社が該当し、関連会社は含まれません。ただし、重要性を理由として連結の範囲から除外した子会社がある場合には、その子会社は報告の対象となる構成会社等に含めなければなりません（措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 4 項第 2 号、措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 8 項）。持分法の適用会社であるかどうかは構成会社等の要件ではありません。

問29 最終親会計年度終了の日から国別報告事項の提供期限までに事業再編によって、子会社を譲渡又は他社を買収した場合は、その最終親会計年度分の国別報告事項に含める必要がありますか。

【答】 最終親会計年度に係る連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載され

る会社等が構成会社等となりますので、その最終親会計年度の連結財務諸表に財産及び損益が連結して記載されない会社等は、その最終親会計年度分の国別報告事項に含める必要はありません(措置法第66条の4の4第4項第4号)。例えば、お尋ねの事例のように最終親会計年度終了の日から国別報告事項の提供期限までの間に他社を買収した場合、当該最終親会計年度分の国別報告事項に含める必要はありませんが、翌最終親会計年度については、事業再編後の構成会社等に関する事項を国別報告事項に記載する必要があります。

問30 構成会社等には、米国の LLC や LPS などのいわゆるハイブリッド・エンティティは含まれますか。

【答】 LLC や LPS が構成会社等に含まれるかどうかについては、特定多国籍企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等に該当するかどうかで判断してください。

プライベートエクイティファンドのような投資ファンドについても同様です。

(作成上の留意点)

問31 国別報告事項の作成に当たって参考となる資料はありますか。

【答】 国別報告事項の内容は CSV ファイル又は XML ファイルに記録し、それを e-Tax に取り込んで提供します。CSV ファイル又は XML ファイルの記録要領は、e-Tax 「多国籍企業情報の報告コーナー」をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>

なお、国別報告事項の様式の裏面にある記載要領も併せてご覧ください。国別報告事項の様式及び記載要領の入手方法については、問 11 を参照してください。

また、OECD ホームページに国別報告書の作成に当たってよくある誤りの例が掲載されておりますので、こちらもご覧ください。

<https://www.oecd.org/tax/beps/common-errors-mnes-cbc-reports.pdf>

問32 外国に所在する構成会社等の収入金額の円換算を行う際の為替相場は何を使ったらよいですか。また、社内で使用している為替相場を使ってもよいですか。

【答】 国別報告事項の表 1 に記載する収入金額の円換算を行う際の為替相場は、構成会社等の財務諸表等の会計年度における電信売買相場の仲値又は電信買相場（法人税基本通達 13 の 2-1-2 に定める電信買相場をいいます。）の平均値によります。

なお、最終親会社等の連結パッケージの数値に基づいて国別報告事項を作成する場合には、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。

問33 国別報告事項を作成するために、外国に所在する構成会社等の財務データを日本の会計基準等に合わせて再計算する必要がありますか。

【答】 構成会社等の居住地国ごとに適用される会計基準等の差異を調整する必要はありません。

問34 国別報告事項の表1に記載する収入金額と当社の有価証券報告書の数値が、日本と各国の会計基準及び経理処理の違い等から一致しません。これらを理由に外国の税務当局から、国別報告事項の内容について指摘を受けることはありますか。

【答】 国別報告事項に記載する収入金額は、連結財務諸表に計上される金額と一致させる必要はありません。また、構成会社等の居住地国ごとに適用される会計基準等の差異を調整する必要もありません。

※この取扱いは、BEPS 最終報告書にも記載されており、国際的な合意事項となっています。

問35 本店と支店間の内部取引を認識して記載する必要がありますか。

【答】 国別報告事項は、会計上の数値をベースに記載するため、財務諸表等に本支店間の内部取引の損益を計上している場合には、記載する必要があります。

問36 国別報告事項の表1の収入金額等は居住地国等ごとに記載することになっていますが、会計年度の異なる構成会社等について、最終親会計年度に合わせて収入金額等を調整する必要がありますか。例えば、最終親会計年度末が2020年3月末で、構成会社等の会計年度末が2019年12月末の場合にはどうしたらよいですか。

【答】 最終親会計年度に合わせて調整する必要はありません。構成会社等の会計年度が最終親会計年度と異なる場合であっても、その構成会社等の会計年度がその最終親会計年度の終了日前1年以内に終了するときは、その構成会社等の会計年度に係る財務諸表等の情報を使用することができます。お尋ねのケースにおいては、構成会社等の2019年12月末に終了する会計年度に係る財務諸表等の情報を2020年3月末に終了する最終親会計年度に係る国別報告事項に用いて差し支えありません。

問37 国別報告事項の表1及び表2には、外国に所在する全ての恒久的施設を記載する必要がありますか。

【答】 構成会社等の恒久的施設を通じて事業が行われる場合、その恒久的施設に関する情報はその恒久的施設が所在する国又は地域に記載します。恒久的施設を通じて事業が行われるかどうかは、恒久的施設を通じて行われる事業から生ずる所得に対し、その恒久的施設が所在する国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税があるかどうかで判断します。ただし、恒久的施設が所在する国又は地域において法人税に相当する税がない場合には、原則どおりその恒久的施設を通じて事業が行われるかどうかで判定します（措置法施行規則第22条の10の4第1項）。

問38 同一国内の関連者間取引は、現地で連結パッケージとして財務諸表が作成され、関連者間取引金額の相殺を行っていますが、国別報告事項の表1に記載する収入金額を計算する際に、それを分解する必要がありますか。

【答】 国別報告事項の表1に記載する収入金額の欄には、構成会社等が他の構成会社等と行う取引に係る収入金額と構成会社等が他の構成会社等以外の者とする取引に係る収入金額を区分して記載する必要がありますので、お尋ねのケースにおいて

は分解する必要があります。

問39 国別報告事項の表1に記載する収入金額を計算する際に、営業外損益項目の収入金額を抽出する必要がありますか（財務諸表上は営業外損益項目をネット表示しています。）。

【答】 有価証券売却益や固定資産売却益の勘定科目により、財務諸表にネットで計上している場合はネットの金額により収入金額を計算します。

問40 税引前当期利益（損失）の額は、繰越欠損金を考慮する必要がありますか。

【答】 繰越欠損金を考慮する必要はありません。

問41 構成会社等から受け取る配当金を収入金額又は税引前当期利益（損失）の額に含める必要がありますか。

【答】 構成会社等から受け取る配当金を収入金額又は税引前当期利益（損失）の額に含める必要はありません。

問42 所得税の源泉徴収額の記載箇所は、実際に支払った会社等（源泉徴収義務者）の居住地国又は負担している会社等（納税義務者）の居住地国のどちらに記載するのですか。

【答】 負担している会社等の居住地国の欄に記載することになります。

問43 国別報告事項の表3にはどのようなことを記載する必要がありますか。

【答】 国別報告事項の表3には、国別報告事項を作成するに当たって使用した財務諸表等（例：構成会社等の財務諸表）など、表1及び表2に記載した事項について参考となるべき事項を記載してください（措置法施行規則第22条の10の4第1項第3号）。

表3への記載が必要な項目は、「国別報告事項（表1～表3）の記載要領」をご覧ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/takokuseki_03.pdf

問44 国別報告事項の表2の「主要な事業活動」欄でその他にチェックをした場合、事業活動の性質について表3に記載することになっていますが、どの程度の追加情報が必要ですか。

【答】 多国籍企業グループの国ごとの活動状況を報告するという目的を踏まえ、表2の「主要な事業活動」の各欄に掲げられた他の事業活動の項目を参考に記載してください。

問45 国別報告事項を日本語で作成してもよいですか。

【答】 国別報告事項の提供は、英語により行うものとされています（措置法施行規則第22条の10の4第4項）。

(子会社方式による提供)

問46 どのような場合に特定多国籍企業グループの日本の子会社が、国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 子会社方式の適用は、特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合に限られます。

日本に対して情報提供ができないと認められる場合は、次の3つの場合です(措置法施行令第39条の12の4第1項)。

- ① 特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国(租税条約等の相手国等及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国に限ります。)において、国別報告事項に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられていない場合
- ② 財務大臣と特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国(租税条約等の相手国等に限ります。以下③において同じです。)の権限ある当局との間の適格当局間合意がない場合
- ③ 特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国が、日本が行う国別報告事項の提供に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合におけるその国又は地域として国税庁長官が指定する場合

したがって、例えば、特定多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国の税務当局に国別報告事項に相当する事項の提供を失念していることにより日本に情報が提供されない場合は、日本に対して情報提供ができないと認められる場合には該当しません。

なお、事業概況報告事項の提供については、問58を参照してください。

問47 日本と租税条約等を締結していない国にグループの最終親会社等が所在する場合、日本の子会社が国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 子会社方式の適用は、特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合に限られます。

日本に対して情報提供ができないと認められる場合については、問46を参照してください。

そのため、お尋ねのケースの場合に日本の子会社が国別報告事項を提供する必要はありません。

問48 「最終親会社等の居住地国において、国別報告事項に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられていない場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。

【答】 「最終親会社等の居住地国において、国別報告事項に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられていない場合」とは、最終親会社等の居住地国において国別報告事項に相当する事項の提供を義務付ける制度が実施されていない場合をいいます。その制度が実施されているかどうかは最終親会社等に確認してください。

なお、最終親会社等の居住地国において国別報告事項に相当する事項の提供義

務が免除されている場合はこれに該当しません（措置法通達 66 の4の4-3）。

問49 「最終親会社等の居住地国が適格当局間合意を有していない場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。

【答】 「適格当局間合意」とは、国別報告事項又はこれに相当する情報を相互に提供するための財務大臣と日本以外の国又は地域の権限ある当局との間の国別報告事項又はこれに相当する情報の提供時期、提供方法その他の細目に関する合意（以下、問49及び50において「当局間合意」といいます。）であって、対象となる各最終親会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日において現に効力を有するものをいいます。

したがって、「最終親会社等の居住地国が適格当局間合意を有していない場合」とは、特定多国籍企業グループの最終親会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日において、その最終親会社等の居住地国が日本との適格当局間合意を有していない場合がこれに当たります。

（参考） 通常は、国別報告事項の適用開始事業年度前に、国内法制化、租税条約の締結及び当局間合意の署名が行われます。

なお、OECD ホームページに日本と適格当局間合意を有している国又は地域のリストが掲載されています。詳しくは、次のリンクからご確認ください。

<https://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-exchange-relationships.htm>

また、国税庁のホームページにおいても、日本との間で国別報告書の自動的情報交換を行うことが確定している国・地域の一覧表を公表しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/pdf/O01.pdf>

問50 「特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国が、日本が行う国別報告事項の提供に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合」とはどのような場合ですか。また、それはどのように確認できますか。

【答】 「特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国が、日本が行う国別報告事項の提供に相当する情報の提供を日本に対して行うことができないと認められる場合」とは、特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国において国別報告事項に相当する事項の提供を義務付ける制度が実施されており、かつ、当局間合意があるにもかかわらず、当該当局間合意の規定に従った情報交換の中断以外の理由により、特定多国籍企業グループの最終親会社等の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する事項に関する情報の提供を中断している場合や日本に対して恒常的にその情報の提供を行わない場合をいいます。このような場合には、国税庁長官が対象となる国・地域の告示を行うこととしています。令和2年5月末時点では、該当する国・地域が存在しないため、告示は存在しません。

問51 BEPS 最終報告書において、国別報告書は平成28年（2016年）1月1日以後に開始する事業年度分から提供が求められることとされている一方で、日本では平成28年（2016年）4月1日以後に開始する最終親会計年度分から国別報告事項の提供が求められることとなっています。平成28年（2016年）1月1日から3月31日の間に開始する最終親会計年度分の国別報告事項について、外国の税務当

局から提供が求められますか。また、この間に開始する最終親会計年度の国別報告事項を自主的に提供してもよいですか。

【答】 BEPS 最終報告書では、「最初の国別報告書については、多国籍企業グループの2016年1月1日以後に開始する事業年度分からの提供が要請されることが勧告される。しかしながら、国・地域によっては、国内法について必要な調整を行うための国内法制化手続に時間を必要とすることが認識される。（中略）上記勧告からは、OECD/G20によるBEPSプロジェクト参加国は2016年1月1日より前に開始する事業年度について新様式に基づく国別報告書の提供を求めないということになる。」とされており、日本では平成28年（2016年）4月1日以後に開始する最終親会計年度分から国別報告事項の提供が要請されることから、平成28年4月1日より前に開始する最終親会計年度分の国別報告事項については、外国の税務当局は提供を求めないということになります。

しかしながら、日本以外の構成会社等の居住地国において、子会社方式により国別報告事項に相当する事項の提供が求められる可能性もあることから、日本に所在する特定多国籍企業グループの最終親会社等が、平成28年1月1日から平成28年3月31日の間に開始する最終親会計年度の国別報告事項を自主的に所轄税務署長に提供する場合には、国税庁はその特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供を行います。

問52 国別報告事項の子会社方式による提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が国別報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 子会社方式の適用がある場合、原則として、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等を除きます。）又は恒久的施設を有する外国法人の全てに国別報告事項を提供する義務がありますが、特例として子会社方式による国別報告事項の提供義務のある法人のうちいずれかの法人が、その最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより、国別報告事項を代表して提供する法人の名称等に関する情報（注）をその一の法人に係る所轄税務署長に提供した場合には、国別報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、その国別報告事項を提供する必要はありません（措置法第66条の4の4第3項）。

（注） 情報の主な内容は次のとおりです（措置法施行規則第22条の10の4第5項）。

- 国別報告事項を代表して提供する法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等
- 国別報告事項を代表して提供する法人以外の法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等

なお、国別報告事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に係る事項等の提供は、最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に係る事項等の提供と同時に行うことができます。また、国別報告事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に係る事項等を提供した後に、その内容を修正することも可能です。

(情報交換)

問53 当社が作成した国別報告事項は、日本の税務当局に提供した後、どのような手続で、どこに提供されますか。

【答】 e-Tax によって受領した国別報告事項のデータは、最終親会計年度終了の日の翌日から 15 か月以内（初年度のみ 18 か月以内）に、構成会社等の居住地（日本と適格当局間合意を有している国又は地域に限ります。問 49 参照。）の税務当局に情報交換によって提供されます。なお、子会社方式により提供された国別報告事項は、構成会社等の居住地国の税務当局に情報交換により提供されることはありません。

（注）台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）と台湾日本関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築され、これに基づき日本から国別報告事項が提供されます。

問54 外国の税務当局から情報交換により国税庁に提供された国別報告事項に相当する情報に誤り又は不備があった場合、特定多国籍企業グループの日本の子会社に対して問合せが行われますか。

【答】 外国の税務当局から情報交換により提供された国別報告事項に相当する情報に誤り又は不備があった場合、日本の子会社に対して問合せや補正等の依頼を行うことはありません。

問55

- (1) 海外子会社の居住地国の税務当局から、国別報告事項に相当する事項の提供が求められた場合、どのように対応すればよいですか。
- (2) 日本に所在する最終親会社等はその多国籍企業グループの連結総収入金額が 1,000 億円未満のため、日本の税務当局に国別報告事項を提供する義務はありませんが、海外子会社の居住地国の税務当局から国別報告事項に相当する事項の提供を求められている場合（子会社居住地国の国別報告事項に相当する事項の提供に係る法制は OECD の勧告にのっとったものであり、その子会社居住地国は日本との適格当局間合意を有しています。）、どのように対応すればよいですか。
- (3) 自主的に日本の最終親会社等から日本の税務当局に国別報告事項を提供した場合でも、租税条約等に基づく情報交換制度により外国の税務当局に提供されますか。

【答】

(1) 構成会社等の居住地国が日本と租税条約等を締結し、適格当局間合意を有している場合には、租税条約等に基づく情報交換制度を通じて日本の税務当局から外国の税務当局に対して特定多国籍企業グループの国別報告事項を提供することとなりますので、その旨を外国の税務当局に説明してください。

他方、構成会社等の居住地国が日本と租税条約等を締結しているものの、適格当局間合意を有していない場合には、租税条約等に基づく情報交換制度を通じてこの居住地国に国別報告事項が提供されませんので、この居住地国の制度をご確認の上対応してください。

(2) お尋ねの事例の場合、日本の免除基準（1,000 億円）は OECD の勧告にのっと

ったものであり、この多国籍企業グループは最終親会社等が所在する日本において国別報告事項の提供義務が免除されているため、構成会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項に相当する事項を提供する義務がない旨を現地の税務当局に説明してください。

- (3) 特定多国籍企業グループ又は多国籍企業グループの最終親会社等が、以下のイからハまでに掲げる理由により国別報告事項を自主的に提供する場合、国税庁は、租税条約等に基づく情報交換制度により、構成会社等の居住地国の税務当局に提供します。国別報告事項の自主的な提供については、問7及び問51を参照してください。

イ 特定多国籍企業グループが、平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項を自主的に提供する場合

ロ 多国籍企業グループの直前の最終親会計年度が1年未満であり、その1年未満である直前の最終親会計年度に係る総収入金額を1年に調整した金額が1,000億円以上となる場合で国別報告事項を自主的に提供するとき

ハ 多国籍企業グループの直前の最終親会計年度が1年未満であり、その総収入金額が、その1年未満である最終親会計年度に対応するよう1,000億円を調整した金額以上となる場合で国別報告事項を自主的に提供するとき

【事業概況報告事項（マスターファイル）】

（提供義務者）

問56 事業概況報告事項の提供義務者は、国別報告事項の提供義務者と同じですか。

- 【答】 事業概況報告事項の提供義務者と国別報告事項の提供義務者が異なる場合がありますので、問1を参照してください。

問57 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合には、全ての法人が事業概況報告事項を提供する必要がありますか。

- 【答】 原則として、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の全てに事業概況報告事項を提供する義務がありますが、特例として事業概況報告事項の提供義務のある法人のうちいずれか一の法人が、最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより、事業概況報告事項を代表して提供する法人の名称等に関する情報（注）をその一の法人に係る所轄税務署長に提供した場合には、事業概況報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、その事業概況報告事項を提供する必要はありません（措置法第66条の4の5第2項）。

（注） 情報の主な内容は次のとおりです（措置法施行規則第22条の10の5第3項）。

- ・事業概況報告事項を代表して提供する法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等
- ・事業概況報告事項を代表して提供する法人以外の法人の名称、本店等所在地、法人番号、代表者氏名等

なお、事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に係る事項等の提供は、最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に

係る事項等の提供と同時に行うことができます。また、事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合の代表提供者に係る事項等を提供した後に、その内容を修正することも可能です。

(免除基準)

問58 当社の最終親会社等の居住地国は、日本と租税条約等を締結していないため、当社グループの国別報告事項に相当する情報は日本の税務当局には提供されず、日本における子会社方式の適用もありません。この場合でも、当社は日本の税務当局に事業概況報告事項を提供する必要がありますか。

【答】 事業概況報告事項については、国別報告事項とは異なり、最終親会社等の居住地国が日本と租税条約等を締結しているかどうかに関係なく、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が所轄税務署長に提供する必要があります。

また、最終親会社等届出事項についても同様です。

問59 日本では事業概況報告事項の免除基準に該当する法人でも、外国の税務当局から事業概況報告事項に相当する事項の提供が求められますか。

【答】 BEPS プロジェクトの勧告では、連結総収入金額が 7.5 億ユーロ（日本では 1,000 億円）以上の多国籍企業グループに国別報告書の提供が求められることとなっており、各国は 7.5 億ユーロ又は 7.5 億ユーロに相当する自国通貨の基準を国内法で設けることになっています。しかしながら、事業概況報告事項は、BEPS プロジェクトの勧告による統一した免除基準はなく、各国で免除基準が異なりますので、構成会社等の居住地国の制度を確認してください。

(作成上の留意点)

問60 事業概況報告事項の作成に当たって参考となる資料はありますか。

【答】 事業概況報告事項の様式の裏面にある記載要領をご覧ください。

また、事業概況報告事項の様式及び記載要領の入手については、問 11 を参照してください。

問61 事業概況報告事項は、どの程度詳細に記載する必要がありますか。

【答】 事業概況報告事項は、特定多国籍企業グループの事業活動の概観を示すものであり、詳細で網羅的なリストの作成を予定しているものではありません。事業概況報告事項に記載する情報のレベルについては、グローバルな活動の概観を示すという目的を踏まえ、重要と思われる情報を記載していただくことになります。重要性の判断については、独立企業間価格の算定における信頼性に影響があるか否かが基準となります。

問62 事業概況報告事項は英語も使用可となっていますが、日本の税務当局から日本語への翻訳を求められることはありますか。

【答】 調査において、既に提供されている事業概況報告事項について日本語による翻訳文の提出をお願いする場合があります。

(その他)

問63 事業概況報告事項は、自動的情報交換の対象になりますか。

【答】 事業概況報告事項は、自動的情報交換の対象ではありません。

問64 当社が作成した事業概況報告事項の内容は来期も変更がないと思われませんが、毎年作成する必要がありますか。

【答】 最終親会計年度ごとに作成し、提供する必要があります（措置法第66条の4の5第1項）。

問65 日本では事業概況報告事項を、最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に提供することが義務付けられていますが、海外子会社の居住地国の税務当局にも、同様に最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に提供すればよいのですか。

【答】 事業概況報告事項については、各国の法制度に委ねられていますので、海外子会社の居住地国の法令に定める期限までに提供する必要があります。

【独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）】

(同時文書化義務)

問66 同時文書化義務について教えてください。

【答】 同時文書化義務とは、法人が国外関連者との取引を行う際に、又は法人が確定申告書を提出する際に利用可能である最新の情報に基づいてローカルファイルを作成し、又は取得し、これを保存しなければならないことをいいます。

具体的には、一の国外関連者との取引において、前事業年度^{(注)1}の①国外関連取引（②の取引を含みます。）の対価の額の合計額が50億円以上、又は②無形資産取引の対価の額の合計額が3億円以上である法人が、その国外関連者との取引について、確定申告書の提出期限までにローカルファイルを作成又は取得して、原則として7年間（欠損金額が生じた事業年度に係る書類にあっては、10年間^{(注)2}）、納税地又は国内の事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならないこととされています（措置法第66条の4第6項・第7項、措置法施行規則第22条の10第7項）。

（注）1 前事業年度がない場合は、当該事業年度となります。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る書類については、9年間とされています（平成28年改正措置法施行規則等附則第22条第1項）。

問67 ローカルファイルを含む調査時に提出する書類について、これまで調査時に提示又は提出していた書類との相違点を教えてください。

【答】 調査においては、質問検査権に関する規定に基づいて書類の提示又は提出を求めており、この規定については、特段の改正はなされておりませんので、調査時に提出する書類の範囲は従来と同じです。

問68 ローカルファイルを確認申告時までに作成するというのは、確定申告時点で該当する書類全てをファイル等で保存すること（ファイル等に綴って倉庫等に保管すること）をいうのですか。

【答】 必ずしも確定申告書の提出期限までにローカルファイルに該当する書類全てをファイル等にまとめて保存することを求めるものではなく、電磁的記録での作成、保存も認められています。ただし、調査においてローカルファイルの提示又は提出を求められた場合には、指定された期限内に提示又は提出できるようにご準備をお願いします（措置法第66条の4第6項）。

問69 同時文書化義務のある取引と同時文書化義務のない取引では、提示又は提出する書類が異なりますか。

【答】 同時文書化義務のある取引も同時文書化義務のない取引も、提示又は提出が求められる書類の範囲は同じです。

（同時文書化義務の免除基準）

問70 ローカルファイルの同時文書化義務の免除基準の1つとして、一の国外関連者との国外関連取引に係る対価の額の合計額50億円未満がありますが、当社は、国外関連者に部品を輸出し、それを用いて国外関連者が製造した製品を輸入しており、その代金を相殺しています。この場合、相殺後の取引金額を対価の額の合計額とするのでしょうか。

【答】 相殺前のそれぞれの取引の総額で同時文書化義務の免除を判定してください。

問71 次の取引は、同時文書化義務の免除基準における無形資産取引に含まれますか。

- ・ 国外関連者からの経営管理料の受領
- ・ 企業グループ内役務提供の対価の支払
- ・ 費用分担契約に基づく分担金の負担

【答】 取引科目の名称いかんにかかわらず、無形資産の譲渡、貸付け、権利の設定、使用許諾又はこれらに類似する取引は、同時文書化義務の免除基準における無形資産取引に含まれます。無形資産に該当するかどうかについては、措置法第66条の4第7項第2号及び措置法施行令第39条の12第13項並びに措置法通達66の4(8)-2（無形資産の例示）を参考にしてください。

問72 同時文書化義務の免除基準に該当するかどうかの判定に当たっては、事前確認を受けた取引の対価の額を含めて計算する必要がありますか。

【答】 事前確認を受けた取引の対価の額も含めて計算する必要があります。

問73 調査時に新たな取引が税務当局から指摘され、同時文書化義務があったことが後で判明した場合には、ローカルファイルを作成する必要がありますか。

【答】 確定申告書の提出期限後に、同時文書化義務があることが判明した場合には、速やかにローカルファイルを作成する必要があります。

なお、調査において、提示又は提出を求めた日から45日を超えない範囲内の調査官が指定する日までにローカルファイルの提示又は提出がなかったときは、所轄税務署長は推定課税及び同業者への質問検査を行うことができることになって

います。

問74 当社の国外関連者が外国の税務当局の税務調査を受けて国外関連取引の金額が増加し、同時文書化義務の免除基準に該当しなくなった場合、その時点でローカルファイルを作成する必要がありますか。

【答】 同時文書化義務の免除基準に該当しなくなったことが判明した場合には、速やかにローカルファイルを作成する必要があります。

(作成上の留意点)

問75 ローカルファイルの作成に当たって参考となる資料はありますか。

【答】 平成28年6月に例示集を国税庁ホームページに公表しましたので参考にしてください(令和2年6月改訂)。例示集の入手方法については、問11を参照してください。

問76 ローカルファイルに使用する言語は、日本語に限定されますか。また、ローカルファイルを英語で作成した場合に、日本の税務当局から日本語への翻訳を求められることはありますか。

【答】 ローカルファイルに使用する言語は指定されていませんが、日本語以外の言語で作成されている場合には日本語による翻訳文の提出をお願いする場合があります。

問77 当社の国外関連者が作成したローカルファイルを集約して、当社のローカルファイルとすることはできますか。

【答】 国外関連者が作成したローカルファイルに相当する書類に、措置法施行規則第22条の10第6項に定める事項が記載されている場合には、国外関連者が作成したローカルファイルに相当する書類を集約して、貴社のローカルファイルとして差し支えありません(事務運営指針2-4(2))。ただし、国外関連者が作成したローカルファイルに相当する書類は、法人が国外関連者と取引を行う際に、又は法人が確定申告書を提出する際に利用可能な最新の情報に基づいて作成されたものに限ります。

例えば、日本親会社(3月決算)の令和2年3月期のローカルファイルとして、国外関連者(12月決算)が作成する令和元年12月期のローカルファイルに相当する書類を利用することができます。

問78 当社が作成したローカルファイルを国外関連者の居住地国の税務当局からの要請に基づき、ローカルファイルとして提出することはできますか。

【答】 ローカルファイルの作成基準や記載事項は各国の法制度に委ねられていますので、各国の制度に従ってください。

問79 当社は国外関連者が1社しかいないため、ローカルファイルの情報に事業概況報告事項に必要な情報が全て含まれますが、その場合、ローカルファイルを事業概況報告事項として提供しても構いませんか。

【答】 ローカルファイルの情報に事業概況報告事項に必要な情報の全てが含まれる場合、ローカルファイルを事業概況報告事項として提供しても差し支えありません。

問80 事前確認を受けている取引は同時文書化義務の対象になりますか。また、同時文書化義務の対象となる場合、新たな文書を作成する必要がありますか。

【答】 事前確認を受けている取引であっても、同時文書化義務は免除されませんが、事前確認を受けている取引は、「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」（その申出書に添付する資料を含みます。）、事前確認の審査中に提出を求める書類及び「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」により、ローカルファイルと同様の書類が作成又は取得されていると考えられるため、原則として、追加で書類を作成する必要はありません。

問81 どのような方法で比較対象取引を選定すればよいですか。

【答】 比較対象取引の選定に当たっては、例えば、企業情報データベース、上場企業の有価証券報告書、同業者団体の名簿、産業分析レポート等を活用する方法があります。

問82 確定申告書の提出期限までに、国外関連者の監査済財務諸表を入手できない場合、未監査の財務諸表に基づき、独立企業間価格の算定を行っても構いませんか。

【答】 国外関連者の会計監査が終了していないなど合理的な理由に基づき、監査済財務諸表を入手できない場合は、未監査財務諸表を使用して独立企業間価格の算定を行って差し支えありません。ただし、調査の際に、独立企業間価格を算定するために重要な書類として提出が求められた場合には、監査済財務諸表を提出していただく必要があります。

問83 確定申告書の提出期限までに、対象年度に係る比較対象取引の財務情報を入手できない場合、前年度の比較対象取引の財務情報に基づき、独立企業間価格を算定することはできますか。

【答】 対象年度に係る比較対象取引の財務情報が公開されていない等の合理的な理由により、比較対象取引の最新の財務情報を入手できない場合は、前年度に係る比較対象取引の財務情報に基づき独立企業間価格を算定して差し支えありません。

しかし、法人が選定した独立企業間価格の算定方法が最も適切な方法と認められず、他の方法を使用することにより、改めて比較対象取引を選定する必要がある場合や法人が選定した非関連者間取引と国外関連取引の類似性の程度が十分でなく、改めて比較対象取引を選定する必要がある場合などには、調査日時点における最新の比較対象取引の財務情報を使用して独立企業間価格を算定することになります。

問84 調査時に比較対象取引等の財務情報の更新を求められることがありますか。

【答】 法人がローカルファイルを作成している場合には、調査において、そのローカルファイルに基づきその法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額又はその法人がその国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格かどうかの検討を行う前に、その法人に対し、比較対象取引等の財務情報の更新を求めないこととしています（事務運営指針2-4(3)）。

(提出期限)

問 85 ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出の期限について教えてください。

【答】 ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出の期限は次のとおりです（措置法第66条の4第12項・第14項・第17項・第18項）。提示又は提出の期限までに提示又は提出がない場合には、推定課税及び/又は同業者調査（措置法第66条の4第17項又は第18項に規定する調査をいいます。）を行うことができます。

- ① ローカルファイルについては、調査において納税者に提示又は提出を求めた日から45日を超えない範囲内の国税庁、国税局又は税務署の当該職員が指定する日
- ② 同時文書化義務がある取引及び同時文書化義務のない取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類については、調査において納税者に提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内の国税庁、国税局又は税務署の当該職員が指定する日

平成28年度税制改正前は、当該職員が調査において国外関連取引に係る独立企業間価格の算定に必要な書類の提示又は提出を求めたときは、納税者は、その書類の入手に努めなければならないこととされ、その書類が遅滞なく提示又は提出されない場合は、推定課税及び/又は同業者調査を行うことができるとされていましたが、平成28年度税制改正において、上記のとおり書類の類型ごとに提示又は提出の期限が明確化され、この期限までに書類の提示又は提出がない場合は、推定課税及び/又は同業者調査を行うことができることとなりました。

問86 ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出期限はどのように決まるのですか。

【答】 提示又は提出を求める書類の内容及び量によって異なりますが、法人の意見を聴取した上で提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して期限を設定することとしています（事務運営指針3-5(2)(注)1）。

問87 当社が提示又は提出したローカルファイル等移転価格文書に記載誤り、不備又は漏れがあった場合にも推定課税及び/又は同業者調査が行われるのですか。

【答】 ローカルファイル等移転価格文書が不正確な情報に基づき作成されたものである場合には、ローカルファイル等移転価格文書の提示又は提出がなされたことにはなりませんので、速やかに訂正していただくこととなります（事務運営指針3-5(5)(注)）。ローカルファイル等移転価格文書の提出期限までに訂正が行われなときは、推定課税及び/又は同業者調査が行われることがあります。

問88 提示又は提出期限が60日を超えない範囲内とされる独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類とは具体的にどのような書類をいいますか。

【答】 独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類とは、ローカルファイルに記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、ローカルファイルに記載された内容に関連する事項を記載した書類その他重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係るローカルファイルに相当する書類、同時文書化免除

国外関連取引に係るローカルファイルに相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同時文書化免除国外関連取引に係るローカルファイルに相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他重要と認められる書類をいいます（措置法施行規則第 22 条の 10 第 11 項・第 12 項）。

問89 ローカルファイルの記載事項に関連する書類とはどのような書類をいいますか。

【答】 ローカルファイルは、措置法施行規則第 22 条の 10 第 6 項各号に掲げる書類であり、ローカルファイルの記載事項に関連する書類とは、ローカルファイルに記載された内容に関連する事項を記載した書類のことをいいます。例えば、法人が準備した機能・リスクに関する書類（措置法施行規則第 22 条の 10 第 6 項第 1 号ロ）だけでは、法人及び国外関連者が果たす機能・リスクを十分把握できない場合には、より詳細な機能・リスクに関する書類を提出いただく必要があります。

問90 45日期限の書類と60日期限の書類を、調査時に同時に求められることがありますか。

【答】 通常、45 日期限の書類を先に依頼することになりますが、法人のローカルファイルの作成状況や調査の状況によっては、同時に依頼することもあります。

問91 書類の提出期限は、45日又は60日を超えない範囲内の調査官が指定する日とされていますが、指定する日は担当する調査官により異なるのですか。

【答】 調査官は、書類の提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して提出期限を定めることとなります（事務運営指針 3-5(2)(注)1）。

（その他）

問92 ローカルファイルは、自動的情報交換の対象になりますか。

【答】 ローカルファイルは、自動的情報交換の対象ではありません。

【その他】

（BEPS プロジェクト）

問93 BEPS 行動13（多国籍企業の企業情報の文書化）に関連するその他の BEPS 行動はありますか。

【答】 BEPS 行動5（有害税制への対抗）では、平成 22 年 1 月 1 日以後に発効され、平成 26 年 1 月 1 日以後も効力を有する、他国の税源に影響しうるルーリング（税務当局が個別企業に与える税務上の取決め）を納税者に与えた税務当局は、その影響を受ける国の税務当局へ、租税条約等に基づきその情報を自発的に提供することとなりました。当該ルーリングには相互協議を伴わない事前確認も含まれているため、その概要は国外関連者等の居住地国の相手当局へ情報提供されています。